

給与の種類	支給条件		支給日	備考	
	支給対象者	支給率又は支給額			
給料の調整額	特殊学校の教員(特殊免許の有無に関係なし)	給料月額×8%	給料の支給日		
1. 給料の特別調整額 (管理職手当)	教育次長	給料月額×20%	同 上	47.1.1から	
	課長相当職員	同上×16%			
	校長	同上×12%			
	教頭、定時制、通信制主事	同上×8%			
手 2. 初任給調整手当	大学または大学院修士課程修了後、4年以内、博士課程終了後、3年以内に採用された者	<ul style="list-style-type: none"> 1年目..... 2,500円 2年目..... 2,000円 3年目..... 1,500円 4年目..... 1,000円 5年目..... 500円 	給料の支給日		
	(1) 第1種手当				<ul style="list-style-type: none"> 1年目..... 1,000円 2年目..... 700円 3年目..... 400円
	高等学校または工業実習の免許状を有して工業の教科を担当する教諭				
	(2) 第2種手当				
	第1種手当該当以外の小・中県立各学校の一般教科を担当する教諭				
(注) 行政職、および医療職(二)の給料表適用者についても教員に準じて支給される。					
3. 扶養手当	他に生計の途が無く、主として職員の扶養を受けている者で次に掲げる者	<ul style="list-style-type: none"> 月額 2,200円 月額 600円 月額 1,400円 月額 400円 	同 上	46.5.1から改定	
	(1) 配偶者(内縁を含む)				
	(2) 18才未満の子 第1子及び第2子				
	ただし配偶者を欠く第1子				
	その他				
(3) 18才未満の弟妹および孫					
(4) 60才以上の父母および祖父母					
(5) 不具廃疾者					
(注) 上記親族でも、年間所得が208,000円(月額17,333円)程度以上あるときは、扶養親族とは認定できない。					
4. 通勤手当	住居と勤務公所の距離が2km以上ある者が次の交通機関または交通用具を利用して通勤する者	<ul style="list-style-type: none"> 1ヵ月定期乗車券の額。ただし、2,800円を越えるときは、越える額の1/2(1,400円限度)の額を加算 月額 900円 1ヵ月定期乗車券の額+900円 ただし2,800円を越えるときは越える額の1/2(1,400円限度)の額を加算 月額 1,400円 	同 上	45.5.1から改定	
	(1) 交通機関				
	(2) 原動機付自転車等				
	(3) 自転車等				
	(4) 交通機関と交通用具の併用者				
(5) 自転車等使用者(片道10km以上)					
5. 特 殊 勤 務 手 当	校長兼務手当	全日制独立高校の校長が、定時制独立高校の校長を兼務しているとき	翌月の給料支給日	47.1.1から	
	昼夜間兼務手当	昼間課程を本務とする教育職員が夜間課程を兼務したとき、または夜間課程を本務とする教育職員が昼間課程を兼務したとき。	授業またはその補助を行なった時間1時間について400円	同 上	46.10.1から
	通信教育添削手当	通信制の課程以外の課程を本務とする教育職員が通信教育の添削指導に従事したとき	添削件数が10件まで800円、10件をこえる1件ごとに70円加算	同 上	同 上
	通信教育面接指導手当	通信教育実施校の通信制課程以外の課程の教員および協力校の教員が通信教育の面接指導に従事したとき	面接指導1時間について500円	同 上	同 上
	夜間勤務手当	高等学校の夜間課程に勤務することを本務とする職員	月額 1,800円	同 上	同 上
舎監手当	高等学校又は、特殊教育学校に置かれる寄宿舎の舎監を命じられている教員	勤務1回につき620円 自営者養成農業高校にあっては勤務1回につき930円	同 上	47.1.1から	
漁獲手当	水産高校練習船の乗務員が漁獲に従事したとき	配分基礎額の19.8%の範囲内で乗組員ごとの代数に応じてあん分した額	航海終了後2週間以内		
よう船手当	練習船がよう船された場合に次の船員が乗船して遠洋航海作業に従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> 月額 1,500円 月額 1,300円 月額 1,250円 月額 1,200円 月額 1,000円 月額 800円 		46.10.1から	
	(1) 船長				
	(2) 機関長				
	(3) 通信長				
	(4) 一等航海士および一等機関士				
	(5) 二等航海士および二等機関士				
	(6) その他船員法第3条の職員				
入渠手当	練習船が入渠した場合に船体の修繕作業に従事した次の職員	<ul style="list-style-type: none"> 日額 220円 日額 210円 日額 180円 日額 200円 日額 160円 	同 上		
	(1) 船長				
	(2) 機関長				
	(3) 通信長				
	(4) 一等航海士、一等機関士、二等航海士及び二等機関士				
	(5) その他船員法第3条の職員				